




令和6年度南陽市第3子以降学校給食費無料化

助成金の申請が始まります

申請受付期間：令和6年9月2日（月）～12月20日（金）

制度の概要	市の少子化対策の一環として、多子家庭の負担軽減を図ることを目的に、市内小中学校に在籍する第3子以降の児童生徒の学校給食費を所得に応じて助成します
助成対象者	市内小中学校に在籍する第3子以降児童生徒の保護者 ※令和7年3月1日現在で南陽市に住所があること
助成金支払時期	令和7年4月下旬 口座へ振込み ※申請書等の審査・交付決定通知後（3月下旬）、請求書の提出（4月上旬）を受けてから助成金を交付
助成内容	<p>○市内小中学校在籍の第3子以降児童生徒の学校給食費 1食の単価：小学校 266 円、中学校 322 円 給食実回数：年間約 200 回</p> <p>○保護者（父母）の市民税所得割課税額の合算額と助成率</p> <p style="text-align: center;">＜ 助成額 = 1食の単価 × 給食実回数 × 助成率 ＞</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 非課税 又は 121,000 円未満 100%◆ 121,000 円～213,000 円未満 50%◆ <u>213,000 円以上</u> 25% <p>※ 今年度から対象範囲を拡充しました。 昨年度 121,000 円～169,000 円未満 50% 169,000 円～257,000 円未満 25%</p> <p>※ 「市民税所得割課税額」は、定額減税前の課税額によります。 令和6年度市県民税通知書等の「税額・市民税」欄の「所得割額」をご覧ください。非課税の場合は「均等割額」も含みます。</p> <p>※ 保護者（父母）が被扶養者である等、同一世帯に別に家計の主宰者がいる場合は、その方の市民税課税額を加算しての判定となります。</p> <p>※ 市就学援助費（準要保護）、特別支援教育就学奨励費を受けている方は、給食費補助分が助成金から減額となります。</p> <p>※ 生活保護世帯の方は対象外となります。</p>



<p>申 請 方 法</p>	<p>○<u>市ホームページのホーム画面の「オンライン申請はこちら」、又はQRコードからオンライン申請で申込みください。</u></p>  <p>※別世帯のお子さんがある場合、別住所になっている保護者がいる場合は、<u>オンライン申請では申込みできません。</u></p> <p>○<u>オンライン申請以外で申込みする際は、市ホームページからダウンロードまたは管理課備え付けの所定の「申請書」及び「同意書」に記入の上、世帯状況により別途必要書類を添付し、管理課窓口へ提出してください（郵送可）。</u></p> <p>≪世帯状況により別途必要書類≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別世帯のお子さんがある場合、婚姻等による別世帯であれば、「別世帯の子の戸籍抄本」、就職・進学等による転居であれば、「別世帯の子の本籍地記載の住民票抄本」を提出してください。 ・生計を一にしている単身赴任等により別住所になっている保護者がいる場合は「住民票抄本」をご提出ください。市外住所の方は「住民税所得割課税額通知書の写し」もご提出ください。 <p>ただし、上記とは異なる書類が必要となる場合もあります。</p>
<p>問 合 せ 先</p>	<p>南陽市役所4階 教育委員会 管理課 〒999-2292 南陽市三間通436番地の1 直通 TEL0238-40-8449 ※平日 8:30～12:00、13:00～17:15 まで受付しております ※12:00～13:00、17:15～の訪問・電話の問い合わせはご遠慮ください。 ※各学校では受付できませんのでご注意ください</p>

令和5年度申請された方へ

昨年度申請していただいた方も、本年度分の申請が必要となりますので、お忘れのないようお願いいたします。

